#### 固定資産税 市·県民税

# "前納報奨金"廃止のお知らせ

いなべ市税条例の一部改正で、次のとおり前納報奨金を廃止します。

現行率 0.3/100



平成22年4月1日から

廃止

現在、口座振替制度をご利用の方で、全期から期別への変更を希望される場合は改めてご指定の金融機関窓口へ口座振替依頼書(期別)の提出が必要です。

必ず、払込開始年月欄に「いつから」と明記のうえ、お早めに提出してください。

問員弁庁舎 納税課 T74-5803 F74-5859

#### お忘れのないようお納めください

### 期限内納付は 社会のルールです

#### 11月の納付は

上・下水道使用料

10・11月分

国民健康保険料

第5期

後期高齢者医療保険料

第5期

納期限 ( 口座振替日) は11月30日(月)です。 前日までに預金通帳残高をご確認ください。

納付には便利な口座振替制度をご利用ください。 お申し込みはお近くの指定金融機関等で!

問北勢庁舎 水道総務課 T72-3516 F72-2260 問北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334

#### 事業主の方へ

# 従業員の個人住民税の納付は特別徴収まきかで!

従業員(給与所得者)の個人住民税(個人市民税+個人県民税)は、法令で事業者が給与から天引きすることで、従業員に代わって市に納めることになっています。

今一度確認を!

従業員の方には 次の利点があります 所得税は源泉徴収(天引き)しているのに、個人住民税は特別徴収していない... 原則、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

税額の計算は市でするので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

納税の手間が省けます。

1回あたりの負担額が少なくなります。

普通徴収(自主納付や口座振替)が原則年4回払いなのに対して、特別徴収は年12回払いになります。

三重県と県内全市町では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。すべての従業員から特別徴収をしていない会社などは、特別徴収への切り替えをお願いします。

問員弁庁舎 課税課 T74-5830 F74-5859

## 入札参加資格申請(物品·業務委託等) 三重県自治会館組合で共同受付をします

平成22年4月1日~平成26年3月31日有効分の申請を共同で受け付けます

市では、物品・業務委託等の入札参加資格の申請を三重県自治会館組合【県内24団体(伊勢市・松阪市・熊野市・尾鷲市・伊賀市・紀宝町を除く)】が共同で受け付けを行うことになりました。これまで各企業が各自治体に行っていた「入札参加資格審査申請」や「変更届」等が1回で行うことが可能になり、また、郵送で申請できるようになります。

対 象 業 務 物品の売買、工事関連以外の業務委託、除草・除雪業務、物品の賃貸など

受 付 期 間 11月9日(月)~30日(月)当日消印有効

書類の配布開始 10月23日(金)

書類の配布方法 三重県自治会館組合のホームページ(http//jichikaikan-mie.jp/buppin.html)から書類をダウンロードするか、員弁庁舎 管財課で配布(無料)します。

提出先・方法 三重県自治会館組合(〒514-0003津市桜橋2-96) 1059-221-3701 郵送のみ(宅配便可)

ご注意ください!

共同受付の実施に合わせ、各自治体の現在の入札参加資格者名簿の有効期限は平成22年3月31日に統一されます。 共同受付で申請をしないと平成22年4月1日から名簿に登載されませんので、必ず申請をして ください。また、管財課での受け付けは行いませんのでご注意ください。

|問員弁庁舎 管財課 T74-5823 F74-5800 |